

おくやみ
ハンドブック

奥多摩町
Okutama Town

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

奥多摩町では、ご遺族の方が行う各種手続きを、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

奥多摩町役場 0428-83-2111（代表）

事前準備について

奥多摩町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をお願いします。

STEP1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状（P.37参照）が必要です。

相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP4 ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちのうえ、奥多摩町役場へお越しください。



ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで町役場で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13308>



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 預貯金通帳（※年金請求者）
- ☐ 死亡者との続柄がわかる戸籍謄本（本籍が奥多摩町以外の場合）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要になることがあります。

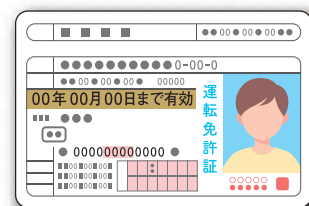
亡くなった方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、年金証書など）
- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書など
※国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
※亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったことおよび喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 各種医療証（マル都、マル障、自立支援医療受給者証）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）
- ☐ 印鑑登録証

本人確認書類について

- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など
- ☐ 2点で本人確認できる書類
健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っていた	P.5
	☐	印鑑登録をしていた	
年金	☐	国民年金または厚生年金に加入または受給していた	P.6-8
国保・後期	☐	国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入していた	P.9-10
介護保険	☐	介護保険被保険者証を持っていた	P.11
子ども	☐	児童手当など手当を受給していた	P.12
	☐	マル親、マル乳、マル子、マル青などの医療証を持っていた	P.13
	☐	保育園、学童保育会や子ども・子育て支援事業を利用していた	P.14
障害福祉	☐	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）を持っていた	P.15
	☐	障害に係る手当を受給していた	
	☐	障害に係る医療費助成を受けていた	P.16
	☐	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.17

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っていた

手続き マイナンバーカード、住民基本台帳カードの返却

手続き詳細	期 限
マイナンバーカード、住民基本台帳カードは自動的に廃止となります。この場合、返却は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバーカード ☐ 住民基本台帳カード	住民課総合窓口係 ☎ 0428-83-2182

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって廃止となります。同時に、印鑑登録証は無効になりますので、住民課総合窓口係へ返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑登録証	住民課総合窓口係 ☎ 0428-83-2182

2. 年金に関する手続き

国民年金または厚生年金に加入または受給していた

手続き① 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方によって生計維持されていた子をもつ配偶者や、子に支給されます。 年金事務所または住民課総合窓口係で手続きが必要です。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類（請求者） ☐ 戸籍謄本 ☐ 収入が確認できる書類（請求者） ☐ 死亡診断書（コピー） ☐ 子の収入が確認できる書類（子がいる場合） ☐ 口座番号確認書類（請求者） ☐ 年金証書（死亡者） ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書（死亡者および請求者） ☐ 生計同一に関する申立書 ※請求者のマイナンバーを記載することにより、省略できる書類があります。詳しくはお問い合わせください。	青梅年金事務所 ☎ 0428-30-3410 または 住民課総合窓口係 ☎ 0428-83-2182

手続き② 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、遺族が受け取ることができます。なお、亡くなった方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。 年金事務所または住民課総合窓口係で手続きが必要です。	死亡日の翌日から2年
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類（請求者） ☐ 戸籍謄本 ☐ 口座番号確認書類（請求者） ☐ 年金証書（死亡者） ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書（死亡者および請求者） ☐ 生計同一に関する申立書 ※請求者のマイナンバーを記載したり、死亡者と請求者との続柄によっては、省略できる書類があります。詳しくはお問い合わせください。	青梅年金事務所 ☎ 0428-30-3410 または 住民課総合窓口係 ☎ 0428-83-2182

2. 年金に関する手続き

国民年金または厚生年金に加入または受給していた

手続き③ 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
一定の支給要件を満たす場合に、亡くなった方によって生計維持されていたご遺族が受け取ることができます。 年金事務所で手続きが必要です。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
年金事務所へご確認ください。	青梅年金事務所 ☎ 0428-30-3410

手続き④ 未支給年金の請求、受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
亡くなった方と生計を同じくしていたご遺族が請求することができます。老齢基礎年金または厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。 また、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出していただく必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類（請求者） ☐ 戸籍謄本 ☐ 死亡診断書（コピー） ☐ 生計同一に関する申立書 ☐ 口座番号確認書類（請求者） ☐ 年金証書（死亡者） ※請求者のマイナンバーを記載したり、死亡者と請求者との続柄によっては、省略できる書類があります。詳しくはお問い合わせください。	青梅年金事務所 ☎ 0428-30-3410 または 住民課総合窓口係 ☎ 0428-83-2182

手続き⑤ 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなった場合、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができる年金です。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。 年金事務所または住民課総合窓口係で手続きが必要です。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人
	継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバー確認書類（請求者） ☐ 戸籍謄本 ☐ 住民票（死亡者および請求者） ☐ 死亡診断書（コピー） ☐ 年金証書（死亡者） ☐ 口座番号確認書類（請求者） ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書（死亡者および請求者） ※請求者のマイナンバーを記載することにより、省略できる書類があります。詳しくはお問い合わせください。	青梅年金事務所 ☎ 0428-30-3410 または 住民課総合窓口係 ☎ 0428-83-2182

MEMO

3. 国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する手続き

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなった場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。住民課総合窓口係へ資格確認書等の返却が必要です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 国民健康保険被保険者証（死亡者）または資格確認書、後期高齢者医療被保険者証（死亡者）または資格確認書 ☐ 口座番号確認書類（喪主様） ☐ 会葬礼状または葬祭領収書	住民課総合収納係 国民健康保険担当 後期高齢者医療保険担当 ☎ 0428-83-2190

手続き② 国民健康保険証・資格確認書の書き替え手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、住民課総合窓口係で手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（来庁される方） ☐ 国民健康保険被保険者証（世帯全員分）または資格確認書	住民課総合収納係 国民健康保険担当 後期高齢者医療保険担当 ☎ 0428-83-2190

MEMO

手続き③ 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
お持ちだった場合、住民課総合窓口係または古里出張所へ認定証の返却が必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 限度額適用認定証または限度額適用 / 標準負担額減額認定証	住民課総合収納係 国民健康保険担当 後期高齢者医療保険担当 ☎ 0428-83-2190

手続き④ 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
お持ちだった場合、住民課総合窓口係または古里出張所へ受療証の返却が必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特定疾病療養受療証	住民課総合収納係 国民健康保険担当 後期高齢者医療保険担当 ☎ 0428-83-2190

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、
介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
住民課総合窓口係または保健福祉センターの窓口へ返却が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	住民課総合窓口係 ☎ 0428-83-2182 福祉保健課地域支援係 ☎ 0428-83-2777

MEMO

5. 子どもに関する手続き

児童手当など手当を受給していた

手続き

児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当
受給資格認定請求、受給者変更、未払請求 などの届出

手続き詳細	期 限
各種手当を受給していた方が亡くなった場合、もしくは、手当受給対象の児童が亡くなった場合に、それぞれ受給資格認定請求、受給者変更など、子ども家庭支援センターの窓口で手続きが必要です。 ご家庭の状況により受給できる手当や必要書類が異なりますので、問い合わせ先へご相談ください。	死亡日から14日以内 (ただし、手当の種類により期限が異なる場合があります。)
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
【主に必要なもの】 ☐ 本人確認書類(請求者) ☐ 戸籍謄本 ☐ マイナンバー確認書類(請求者) ☐ 口座番号確認書類(請求者) ☐ 健康保険被保険者証または資格確認書 など	福祉保健課子育て推進係 (子ども家庭支援センター) ☎ 0428-85-2611

MEMO

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

5. 子どもに関する手続き

マル親、マル乳、マル子、マル青などの医療証を持っていた

手続き

ひとり親家庭等医療費助成・乳幼児医療費助成・義務教育就学児童医療費助成・高校生等医療費助成
今まで受けていた医療証の返却
医療証交付申請、申請事項変更手続き など

手続き詳細 各種助成制度の保護者が亡くなった場合、もしくは、助成対象の児童が亡くなった場合に、医療助成制度の変更や、新たに児童を養育する方に保護者を変更など、子ども家庭支援センターの窓口で手続きが必要です。 ご家庭の状況などにより対象となる医療助成制度や必要書類が異なりますので、問い合わせ先へご相談ください。	期 限 速やかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの 【主に必要なもの】 □ 本人確認書類（請求者） □ 今まで使用していた医療証 □ マイナンバー確認書類（請求者） □ 健康保険被保険者証または資格確認書（新しい養育者および対象児童のもの） など	問い合わせ先 福祉保健課子育て推進係 （子ども家庭支援センター） ☎ 0428-85-2611

MEMO

保育園、学童保育会や子ども・子育て支援事業を利用していた

手続き

保育園・学童保育会・子ども・子育て支援推進事業 他
申請事項変更手続き など

手続き詳細	期 限
各種制度の申請者である保護者が亡くなった場合、もしくは制度の対象児童が亡くなった場合に、新たに児童を養育する方に保護者を変更など、子ども家庭支援センターの窓口で手続きが必要です。 ご家庭の状況等により必要書類が異なりますので、問い合わせ先へご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
【主な必要なもの】 ☐ 本人確認書類（請求者） ☐ マイナンバー確認書類（請求者） ☐ □座番号確認書類（請求者） など	福祉保健課子育て推進係 （子ども家庭支援センター） ☎ 0428-85-2611

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）を持っていた

手続き 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）の返却

手続き詳細	期 限
住民課総合窓口係または保健福祉センターの窓口へ返却が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族、施設職員、後見人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳 ☐ 愛の手帳（療育手帳）	福祉保健課福祉係 ☎ 0428-83-2777

障害に係る手当を受給していた

手続き 重度心身障害者福祉手当、特別障害者手当、心身障害者福祉手当等の受給資格者の異動届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
各手当を受給されていた方の死亡に伴い、保健福祉センターの窓口で資格の喪失届が必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族、後見人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方の除籍抄本 ☐ 口座番号確認書類（請求者）	福祉保健課福祉係 ☎ 0428-83-2777

障害に係る医療費助成を受けていた

手続き① 心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証の返却

手続き詳細	期 限
受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば、保健福祉センターの窓口で請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族、施設職員、後見人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 心身障害者医療費助成制度受給者証（マル障） ☐ （未請求領収書があれば）領収書 ☐ □座番号確認書類（請求者）	福祉保健課福祉係 ☎ 0428-83-2777

手続き② 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
保健福祉センターの窓口へ返却が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族、施設職員、後見人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	福祉保健課福祉係 ☎ 0428-83-2777

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
保健福祉センターの窓口へ返却が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族、施設職員、後見人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 精神障害者保健福祉手帳	福祉保健課福祉係 ☎ 0428-83-2777

MEMO

7. 税金に関する手続き

前年中に給与や年金などの収入があり、町都民税を支払っていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
町都民税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付いたします。 どなたが相続人の代表者になれるのか、住民課課税係へ「相続人代表者指定届」の提出が必要です。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合は、納税義務は承継されませんが、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等を提出が必要です。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全員分提出が必要です。	概ね3か月
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	住民課課税係 ☎ 0428-83-2190

固定資産（土地・家屋）を所有していた

手続き① 固定資産税の現所有者兼法定相続人代表者申告書の提出

手続き詳細	期 限
町内にある固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、亡くなった方が所有していた固定資産は現所有者（相続人全員）の共有財産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。住民課課税係へ現所有者兼法定相続人代表者申告書の提出が必要です。	概ね3か月
	手続き可能な人
	ご遺族、代理人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	住民課課税係 ☎ 0428-83-2190

7. 税金に関する手続き

固定資産（土地・家屋）を所有していた

手続き② 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
法務局にて不動産の登記が必要です。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。 また、新たに山林や畑の所有者となった方は、観光産業課へ届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族、代理人など
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先へご確認ください。	東京法務局西多摩支局 ☎ 042-551-0360 観光産業課 森林保全活用係 農林水産係 ☎ 0428-83-2295

手続き③ 固定資産税の未登記家屋所有者変更申出書の提出

手続き詳細	期 限
未登記家屋を相続するときは住民課課税係へ提出が必要です。	概ね3か月
	手続き可能な人 ご遺族、代理人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 遺産分割協議書または相続人の同意書、相続人と被相続人の戸籍謄本、除籍謄本	住民課課税係 ☎ 0428-83-2190

軽自動車やバイク、原動機付自転車などを所有していた

手続き① 普通自動車、軽自動車の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
相続人への名義変更が必要です。名義変更または廃車手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局または軽自動車検査協会にご確認ください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
都道府県運輸支局または軽自動車検査協会にご確認ください。	東京運輸支局八王子 自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2034 軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3103

手続き② 原付バイク、小型特殊自動車の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。 原付バイク、小型特殊自動車を相続人へ名義変更または廃車にする際は、住民課総合窓口係で手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（来庁される方） ☐ 標識交付証明書 ☐ 原付バイクのナンバープレート	住民課課税係 ☎ 0428-83-2190

MEMO

7. 税金に関する手続き

軽自動車やバイク、原動機付自転車などを所有していた

手続き③ 軽二輪、小型二輪の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク（軽二輪）、排気量250cc超のバイク（小型二輪）の名義変更または廃車手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご確認ください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
都道府県運輸支局にご確認ください。	東京運輸支局八王子 自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2034

MEMO

8. その他

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
奥多摩町で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）について、環境整備課環境係で変更が必要です。	飼い主の死亡日から 30 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境整備課環境係 ☎ 0428-83-2367

浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽の使用廃止または使用者変更の届出

手続き詳細	期 限
町管理の浄化槽：環境整備課下水道業務係へ使用廃止または使用者が変更となる場合は使用者変更（地位承継）の提出が必要です。 個人管理の浄化槽：東京都多摩環境事務所へ浄化槽管理者変更報告書の提出が必要です。 ※町管理か個人管理か不明の場合は環境整備課下水道業務係までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	環境整備課下水道業務係 ☎ 0428-83-2367 東京都多摩環境事務所 ☎ 042-528-2692

MEMO

8. その他

空家バンクを利用したい

手続き 空家バンク登録申込

手続き詳細	期 限
町内に土地・建物をお持ちの方で売却や賃貸借を希望の場合、若者定住推進課で「奥多摩町空家バンク」の登録をすることで、町のホームページにて紹介させていただきます。	なし
	手続き可能な人 所有者または相続人
必要なもの	問い合わせ先
あらかじめお電話にてご連絡のうえ ☐ 登録申込書 ☐ 奥多摩町空家バンク登録カード	若者定住推進課 ☎ 0428-83-2310

相続などに関する手続きや様々な問題について専門家に相談したい

手続き 法律相談

手続き詳細	期 限
相続などに関する手続きや様々な問題について、専門家をご相談をお受けします。 司法書士による法律相談は福祉保健課福祉係へ 税理士による相続税無料相談会は住民課課税係へ 弁護士によるふくし法律相談は奥多摩町社会福祉協議会へお問い合わせください。	詳しくは広報おくたまをご 覧いただくか、お問い合わせ ください
	手続き可能な人 町民
必要なもの	問い合わせ先
☐ 司法書士による法律相談 ☐ 税理士による相続税等無料相談会（例年12月開催） ☐ 弁護士によるふくし法律相談（事前予約制）	福祉保健課福祉係 ☎ 0428-83-2777 住民課課税係 ☎ 0428-83-2190 奥多摩町社会福祉協議会 ☎ 0428-83-3855

MEMO

亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出が必要です。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度への加入が必要です。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求ができます。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金請求書、故人の年金証書、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、請求者の課税（非課税）証明書（※）、請求者の世帯全員の住民票（※）、亡くなった方の住民票の除票（※）、振込先口座番号 ※請求者のマイナンバーを記入することで省略できる場合があります。 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	青梅税務署 ☎ 0428-22-3185
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って
改葬許可証を受け取ります。

3 遺骨を取り出し（魂抜き）

遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前
にどこにお願いするか決めておきます。

4 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

https://www.town.okutama.tokyo.jp/1/kankyoseibika/seikatsu_kankyo/671.html

担当課・問い合わせ先

環境整備課環境係

☎ 0428-83-2367

少し落ち着いてから行う町役場外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	青梅警察署 ☎ 0428-22-0110 府中運転免許試験場 ☎ 042-362-3591
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談窓口へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	保健福祉センターまたは東京都西多摩保健所へお問い合わせください。	奥多摩町保健福祉センター ☎ 0428-83-2777 東京都西多摩保健所 ☎ 0428-22-6141
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 青梅税務署 ☎ 0428-22-3185
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	所轄の法務局 東京法務局西多摩支局 ☎ 042-551-0360

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-151515
水道	☐	名義変更、解約、 水道料金等	東京都水道局お客様センター 【名義変更・解約】 ☎ 0570-091-100 (ナビダイヤル・固定番号) ☎ 042-548-5100 (携帯電話) 【水道料金】 ☎ 0570-091-101 (ナビダイヤル・固定番号) ☎ 042-548-5110 (携帯電話)

※手続きに必要な書類の中には、町役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、町役場にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

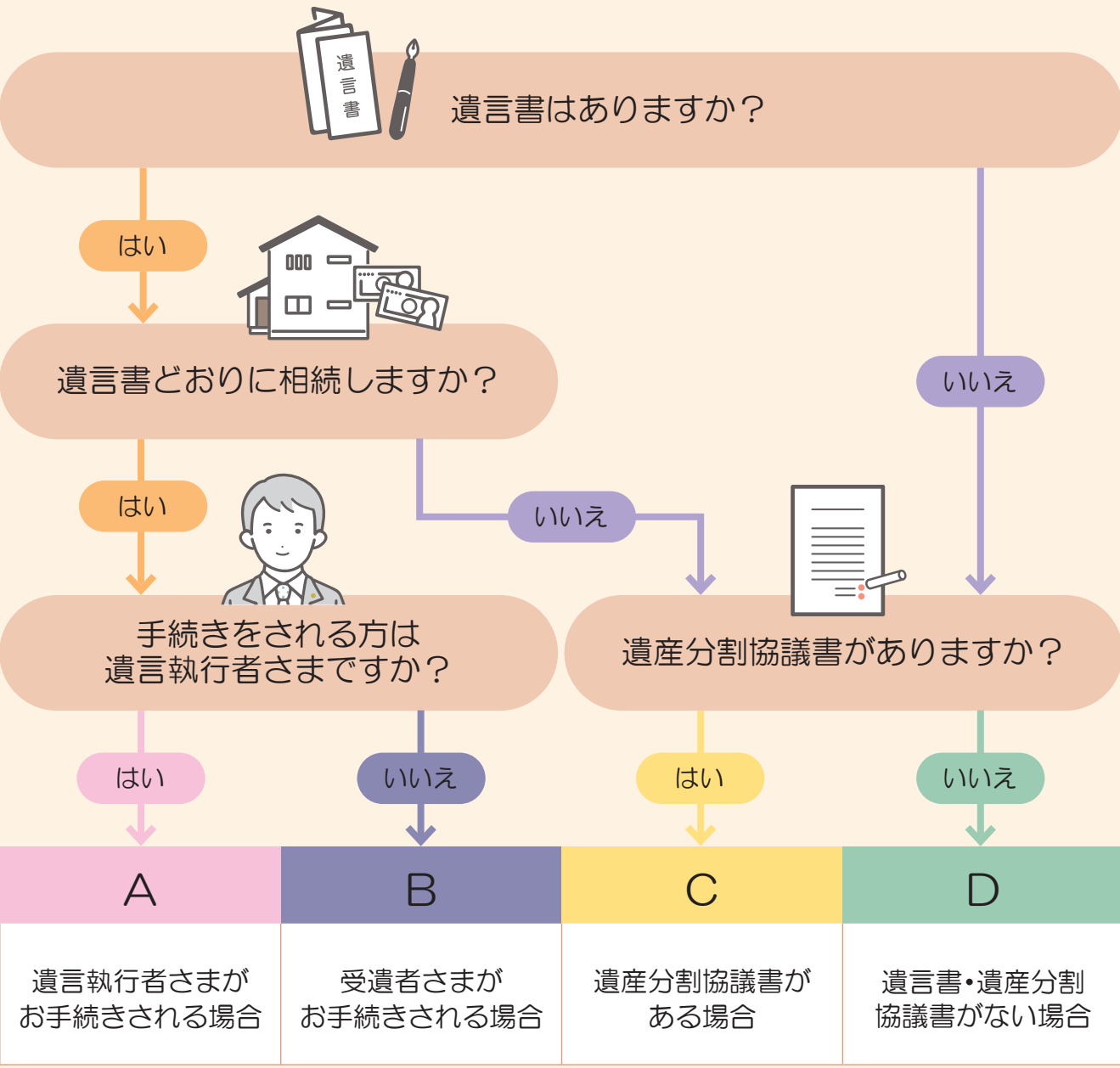
MEMO

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。町役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要です。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、町役場で「名寄帳」を取得することで、町内にある不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意が必要です。合意後、金融機関や役場などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要です。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告・納付	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納付が必要な場合があります。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度（P.36 参照）があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

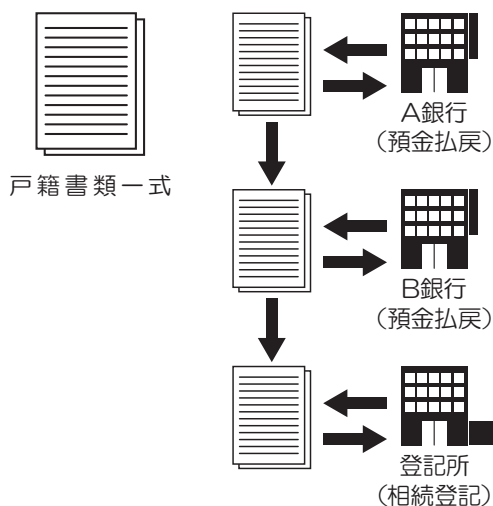
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

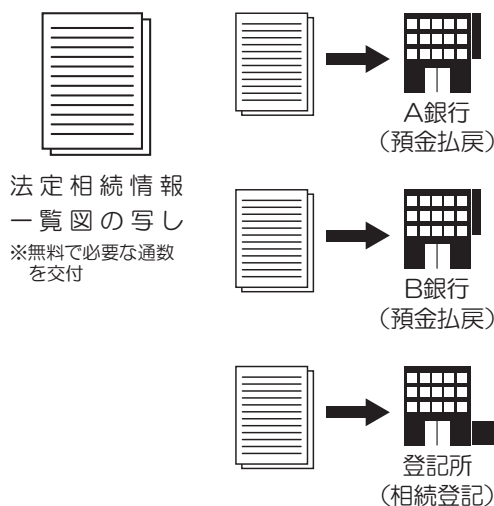
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

印

生年月日 年 月 日生

電話番号 — —

(宛先) 奥多摩町長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

(例) ○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO



相続

ご相談ください

なんでも

あゝあ
こまったな



お客様から選ばれる 5 つの理由

1

相続専門の特化型事務所

相続税申告件数年間 40 件以上の経験と実績があり、他の税理士からの依頼もあります

2

安心の料金事前提示

インターネットでも料金体系を明示しているため、過大請求の心配がありません

3

相続手続きワンストップ対応

行政書士資格保有なので、遺産分割協議書作成もお任せください

4

万全の税務調査対策

税理士法第 33 条の 2 に規定された書面添付により、適正な申告であることの具体的な説明を追加します

5

お勤めの方、ご高齢の方も安心

日曜日や夜間の相談対応、ご自宅への訪問による相談対応も可能です

初回
相談無料

[http://
相続専門.jp](http://相続専門.jp)



税理士 鎌田 健吾

鎌田相続税理士事務所

税理士 第 132279 号 行政書士 第 22080408 号



高幡不動駅徒歩3分
TEL 042-525-0588

月・火・木・金 9時～17時 土 9時～13時



日野市高幡 702-10

保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでの
お申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2409-001

心のこもったお葬式をお探しのご家族様へ

大切なお別れを 心ゆくまでゆっくり過ごしませんか？

おくたま斎場の家族葬は、お客様の想いを形にします。

仏事から相続まで全ての不安にお応え致します

「家族葬を希望
されているけど、
どんなものなのか
よく分からない」

「なるべく
費用は抑え
たいんだけど…」

「初めてなので
いろいろ相談に
のってほしい」

「何日も待たずに
お葬式をしたい」

「お葬式のあとの
手続きが複雑で
わからない」

「散骨したいが
どうしたら？」

ホスピタリティ あふれるお手伝い

初めてで何をしたらいいかわからない、思わぬトラブルになってしまったという場合でも、分かりやすく丁寧に説明、対応させていただきます。お客様の不安や悲しみに寄り添うサポートを心がけています。

分かりやすい 3つの料金プラン

当社の家族葬はお客様のご予算や状況に合わせてお選びいただける3つのプランがございます。どのプランにしたいかわからないといった場合は、最適なプランをご提案させていただきますので、お気軽にご連絡ください。

① 茶毘 火葬だけのプラン

217,800 円 (税抜き価格 198,000 円)

② 家族 お身内の皆様でお葬式

437,800 円 (税抜き価格 398,000 円)

③ 一般 皆様でお送りするお葬式

657,800 円 (税抜き価格 598,000 円)

まずはお問い合わせください

家族葬ってどんなものなの？プランには何が含まれているの？など、ご不安な点はたくさんあると思います。当社ではお客様一人ひとりの状況やご希望をお伺いし、少しでもお客様のお力になれるよう精一杯対応させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

TEL 0428-84-8444
(24時間受付)

おくたま斎場

〒198-0106 東京都西多摩郡奥多摩町棚澤 375
JR 青梅線 鳩ノ巣駅 正面



2025 年 3 月 奥多摩町 発行
編集／制作 株式会社鎌倉新書